

休会および復会規程

(目的)

第1条 一般社団法人新潟県作業療法士会定款施行規則第3章会員を円滑に運用するために定める。

(休会および復会)

第2条 休会期間は1年間とし、年度毎に休会届または復会届を提出する。

第3条 休会および復会を希望する正会員は、当該年度の前年度の3月末までに、会長に届け出る。

2 休会中の正会員は、定款第7条第1号の規定にかかわらず会費を納めなくてよいものとする

3 休会中の正会員は、当会の活動への参加および会報の配布等、正会員としての権利はなくなるものとする。

4 復会を希望する者は、復会届を会長に届けるとともに、当該年度より年会費を納めなければならない。

(休会に準じるもの)

第4条 会費の滞納がある会員が休会を届け出た場合、届け出た年度は会費の納入が確認された時点で届けを受け受理し、滞納したままの場合は次年度から第9条1と同様に扱う。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成25年7月6日改定